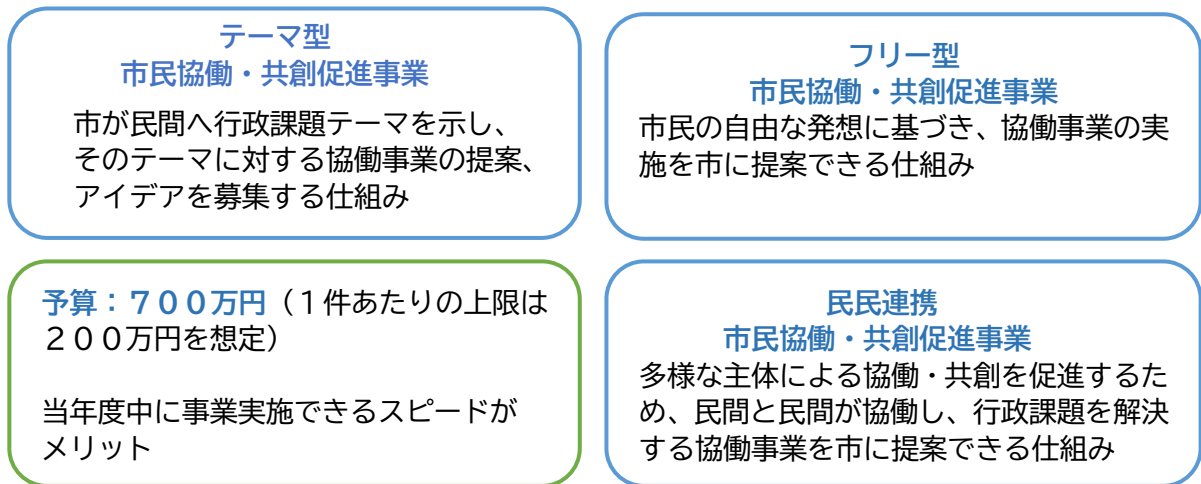


市民協働・共創促進事業について

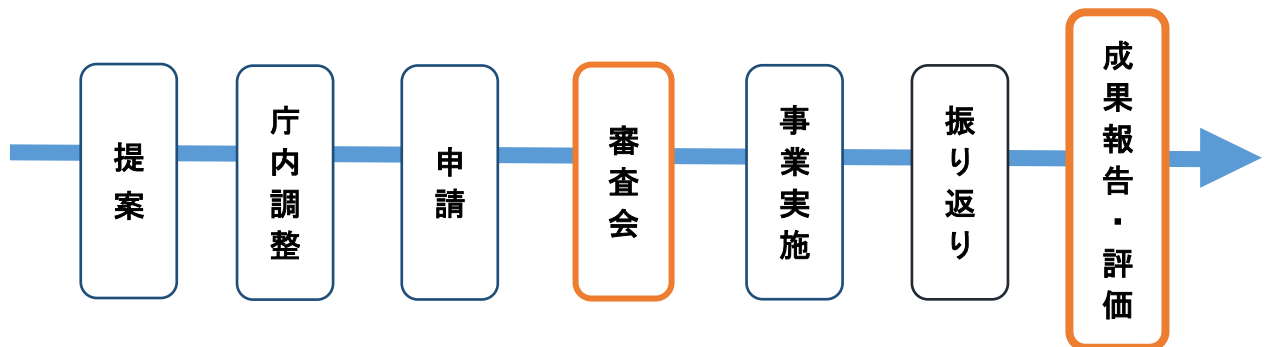
1 市民協働・共創促進事業とは？

この事業は、主に市民等（市民活動団体、事業者等を含む）と市による協働・共創により、行政課題の解決や社会的目的を実現する市民提案を募集するものです。

2 種別、予算規模など



3 申請、審査から評価までの流れ



（ア）審査会について

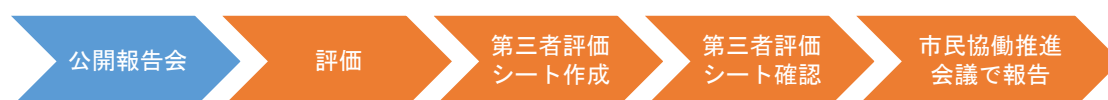


提案団体・市担当課による公開プレゼンテーションを実施し、解決を目指す行政課題やその解決策について説明していただきます。部会の皆様には、プレゼンテーションを聞き質疑を経て、あらかじめ定められた審査基準に基づいて、提案内容を審査します。

なお、部会としての審査結果は、部会から市民協働推進会議本部へ報告し、候補事業の採択結果を市に答申します。その後、答申の結果を踏まえ、市が事業実施の意思決定を行い、提案団体・市担当課へ正式採択結果通知を送り事業実施に向けて調整します。

関連資料：資料 4－2 市民協働・共創促進事業（官民連携）採択者審査基準

（イ）成果報告・評価について



協働事業の実施後、その翌年度に公開成果報告会を開催します。部会の皆様には、提案団体・主管課による成果報告をお聞きいただき、あらかじめ定められた評価基準に沿って、事業の成果について評価します。その際に、「ヒアリングシート」に内容や所感をご記入いただき、最終的には部会で話し合った内容を「第三者評価シート」にまとめ、市民協働推進会議で報告していただきます。

関連資料：資料 4－6 市民協働・共創促進事業評価制度実施基準（変更案）

資料 4－3 市民協働・共創促進事業評価基準 ヒアリングシート（変更案）

資料 4－7 協働事業 第三者評価シート（変更前・変更案）

4 今回の会議における審議事項、報告事項について

○ 審議事項

- ・評価の際に利用する、ヒアリングシートの変更について
 - ① 点数制の廃止
 - ② 記入方法の変更
 - ③ 評価項目の変更
 - ④ 評価項目「協働における「斬新性」」の削除について

○ 報告事項

- ・評価の際に利用する、評価制度実施基準、第三者評価シートの変更について
 関連資料：資料 4－2 市民協働・共創促進事業（官民連携）採択者審査基準
 資料 4－7 協働事業 第三者評価シート（変更前・変更案）
- ・自己評価・相互評価シートの変更について
 関連資料：資料 4－8 市民協働・共創促進事業 自己・相互評価シート